

京都市からの京都人権擁護委員協議会に対する助成金の交付に関する要綱

制定 平成22年3月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の人権擁護委員活動の円滑な運営を図るとともに、自由人権思想の普及啓発と人権擁護に寄与することを目的として行う京都人権擁護委員協議会に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 助成金は、京都人権擁護委員協議会の事業に要する経費であつて、市長が適当と認めるものについて交付する。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条に定める経費に相当する額の範囲内において当該年度の予算により定められた額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都人権擁護委員協議会助成金交付申請書（第1号様式）によって、事業開始日の属する年度の前年度の3月末までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから15日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都人権擁護委員協議会助成金変更承認

申請書(第2号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、事業計画の内容の著しい変更を伴うもの以外で、経費の額に変更を生じないものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、京都人権擁護委員協議会助成金実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施し、平成22年度以降に交付する助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

第1号様式

第 号
年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

所在地

京都人権擁護委員協議会

会長

京都人権擁護委員協議会助成金交付申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、助成金の交付を申請
します。

記

1. 事業の目的及び内容

2. 助成金交付申請額 金 円

3. 添付書類

(1) 年度事業計画書

(2) 年度収支予算書

4. 事業開始及び完了予定期日

年 月 日～ 年 月 日

第2号様式

第 号
年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

所在地

京都人権擁護委員協議会

会長

京都人権擁護委員協議会助成金変更承認申請書

年 月 日付け申請の京都人権擁護委員協議会助成金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号に基づき、下記のとおり変更承認を申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

3. 補助金申請額

・変更前

・変更後

4. 添付書類

(1) 変更後の事業計画書

(2) 変更後の収支予算書

第3号様式

第 号
年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

所在地

京都人権擁護委員協議会

会長

京都人権擁護委員協議会助成金に係る事業の実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知を受けた上記助成金に係る事業について、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 補助金交付額 金 円

2. 完了年月日 年 月 日

3. 添付書類 (1) 年度事業報告書

(2) 年度決算書